

潟上市立追分保育園民営化事業者 プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月

潟上市福祉保健部子育て応援課

目次

1	目的	1
2	施設の概要	1
	(1) 追分保育園の現状	1
	(2) 園舎の構造等	1
3	スケジュール	2
4	民営化の条件	2
	(1) 土地について	2
	(2) 建物等について	3
	(3) 備品及びリース品について	3
	(4) 契約の解除について	3
	(5) 運営費について	3
	(6) 施設整備・修繕に係る補助について	4
	(7) 認定こども園への移行について	4
5	運営に関する条件	4
	(1) 運営について	4
	(2) 保育所の名称について	4
	(3) 定員及び受入年齢について	4
	(4) 保育内容の継承等について	4
	(5) 保育事業等の拡充について	5
	(6) 職員の配置・確保について	5
	(7) 三者協議会について	6
	(8) 地域交流等について	6
	(9) 小中学校及び高校との連携・交流について	6
	(10) 市内小規模園等、公的機関等との連携・交流について	6
	(11) 給食について	6
	(12) 職員の資質向上について	6
	(13) 保護者負担金について	6
	(14) 保育用品について	7
	(15) 要望・苦情への対応について	7
	(16) 保育業務の引継ぎについて	7
	(17) その他	7
6	参加資格要件	8
7	応募に関する手続き	8
	(1) 関係書類等について	8

(2) 参加申込書類について	9
(3) 参加資格審査について	9
(4) 施設見学申込書について	10
(5) 質問票の受付及び回答について	10
(6) 事業計画書について	10
(7) 留意事項について	11
8 審査・選定方法	11
9 プロポーザル審査	11
10 評価、採点	12
11 失格となる提案者	12
12 選定結果と公表	13
13 協定の締結	13
14 著作権及び提出図書等の取扱い	13
(1) 著作権	13
(2) 提出図書等の取扱い	13
15 経費の負担	13
16 提出及び問合せ先	14

1 目的

潟上市（以下「市」という。）はこれまで、高まる保育需要に迅速に対応するため、公立園の統合による運営規模及び運営形態の見直しに加え、民間事業者による認可保育所や小規模保育事業所等の新規開設を進めてきました。

このたび、「潟上市第三期子ども・子育て支援事業計画（令和7年3月策定）」及び「潟上市立保育所・認定こども園等の再編に関する基本方針(令和7年3月策定)」に基づき、未満児保育ニーズの増加や保育士減少に伴う園児受入枠の縮小など、様々な課題の解決により持続可能な保育サービスを提供するため、潟上市立追分保育園（以下「追分保育園」という。）の民営化（民間移管）を担う事業者を公募します。公募にあたっては、過去の優れた実績や豊富な知見に基づく良質な保育等を提供できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式によって実施します。

2 施設の概要

(1) 追分保育園の現状

施設の名称 追分保育園

所在地 潟上市天王字追分西 121 番地（用途地域：第二種中高層住居専用地域）

施設定員 200 名

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
10 名	14 名	42 名	44 名	44 名	46 名	200 名

入所許可状況（令和7年4月現在）

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
3 名	12 名	12 名	30 名	39 名	42 名	138 名

入所許可見込み（令和9年4月） ※上段：標準時間 下段：短時間

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
10 名	14 名	34 名	24 名	34 名	29 名	174 名
—	—	8 名	6 名	8 名	7 名	

(2) 園舎の構造等

建築年月	平成 23 年 3 月
敷地面積	9,116.7 m ²
建物面積	1,673.10 m ² （延床面積）
構造	鉄骨造 平屋建て
直近の大規模	R 5 屋根改修工事（屋根全面の防水改修工事）

改修等	R 6	空調設備改修工事（空調設備の更新、増設）
	R 7	照明のLED化

3 スケジュール

令和7年	5月28日	第1回プロポーザル審査会（実施要領等の審議）
	6月6日	公募内容公表、参加申込書類・質問票・施設見学申込書受付開始
	6月27日	参加申込書類受付しめきり
	7月11日	参加資格審査結果通知
	7月14日	事業計画書類受付開始
	7月18日	施設見学申込書受付しめきり
	7月28日	質問票受付しめきり
	8月14日	事業計画書類受付しめきり
	8月29日	第2回プロポーザル審査会（運営法人の選定）
	9月上旬	選定結果通知・公表、民営化に向けた協議開始
令和8年	4月	民営化にかかる協定の締結、引継ぎ等開始
令和9年	4月1日	民営化

※日程については、変更となる場合があります。

○民営化の予定年月日

令和9年4月1日

民営化予定の日から事業開始できるよう、児童福祉施設の設置について児童福祉法第35条第4項に規定する認可を得ること。なお、認可申請にあたり必要な経費の一切は、運営予定の法人（以下「運営法人」という。）の負担とする。

民営化の手続きは、運営法人の選定後に実施する。ただし、潟上市立保育所条例の廃止及び財産（建物）の譲渡について、潟上市議会（以下「市議会」という。）の議決が得られない場合、運営法人に選定したことを取り消す、又は民営化の手続きを一時停止することがある。

4 民営化の条件

(1) 土地について

保育園敷地（市有地）については、市との契約により有償貸付するが、民営化後3年間は無償とする。無償貸付期間経過後の土地貸付料は、1㎡当たりの土地評価額に100

分の 2.5 を乗じて得た額とする。貸付期間は 10 年間とし、特段の理由がない限り潟上市財産規則に定める期間を上限として期間を延長するが、施設の老朽化や社会情勢の変化、保育運営に不安がある場合等により契約内容を変更する場合がある。

(2) 建物等について

- ア 建物其他工作物（以下「建物等」という。）については、市との契約により無償で譲渡する。譲渡された建物等については、原則、保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）運営の目的以外に使用することはできない。
- イ 建物等については、民営化の日の現状をもって運営法人に引き渡すものとし、その後に発見された隠れた瑕疵については、市は一切の責任を有しない。
- ウ 建物等の維持管理等に係る経費の一切は、運営法人の負担とする。
- エ 引渡し後の建物等については、運営法人が所有権登記後、速やかに運営法人の基本財産に編入すること。なお、登記に係る経費の一切は、運営法人の負担とする。

(3) 備品及びリース品について

備品については無償譲渡を基本とし、本市備品台帳に掲載されているものについては、別途公表する。LED 照明はリース契約により導入したものであるため、市は令和 9 年 3 月 31 日をもって当該契約を解除するものとし、運営法人においてリース事業者と協議のうえ、再度リース契約の締結等を行うこと。

(4) 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することがある。

- ア 民営化までの期間内に児童福祉法第 35 条第 4 項に規定する児童福祉施設の設置の認可が受けられないとき
- イ 運営に関する条件及び事業計画書に記載した提案内容と著しくかけ離れた運営を行っているとき市が判断したとき
- ウ その他、民営化に係る契約、協定書及び覚書を継続し難い重大な背信行為があったとき市が判断したとき

(5) 運営費について

保育所運営費は、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（こども家庭庁告示）」に示される公定価格に基づき支弁する。

(6) 施設整備・修繕に係る補助について

民営化後、大規模改修や増改築等の必要な施設整備、老朽化した施設の修繕にあたっては、国庫補助金（就学前教育・保育施設整備交付金・保育対策総合支援事業費補助金等）を活用する等、市の予算の範囲内で補助する。ただし、国の制度変更や、市施策の変更などにより補助金制度が変更になる場合がある。

(7) 認定こども園への移行について

民営化後の認定こども園への移行については、市はこれを妨げない。

5 運営に関する条件

(1) 運営について

運営法人自らが当該民営化する保育所を管理運営すること。

(2) 保育所の名称について

民営化後の保育所の名称については、他の保育施設と混同する恐れがないものとし、保護者・地域住民等関係者の意向を最大限尊重すること。

(3) 定員及び受入年齢について

民営化後の保育所の定員は、2(1)追分保育園の現状に記載した定員数、これまでの入所児童数及び今後の児童数の見込みを元に、市と協議のうえ定員数を決定する。また、3歳未満児の受入れの充実に配慮すること。

(4) 保育内容の継承等について

ア 保育内容は、「保育所保育指針」を基本とし、民営化前の追分保育園における「全体的な計画」や各種指導計画を参考に従前の保育内容等を尊重すること。

イ 保護者等の意見を取り入れ、過度に保育内容等が変容しないよう配慮すること。

ウ 特別な支援を要する児童に対する適切な保育を実施し、当該児童の福祉増進を図ること。民営化前の保育所に入所している特別な支援を要する児童すべてを受け入れること。（受入れに係る加配保育士の人件費の一部は、市の予算の範囲内で交付する予定）

エ 保護者の産後期間終了後に退所を求めること（いわゆる育休退園）を行わないよう、3歳未満児の受入れを充実させること。

オ 以下の保育内容を下回らないこと。

休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
開園時間	午前7時30分から午後6時30分

延長保育	午前 7 時から午前 7 時 30 分	午後 6 時 30 分から午後 7 時
------	---------------------	---------------------

(5) 保育事業等の拡充について

延長保育、休日保育、一時預かり事業、乳児等通園支援事業等への対応に積極的に取り組むこと。

その他、民間法人ならではのアイデアや特色をもって、保育水準・環境の向上に積極的に取り組むこと。

(6) 職員の配置・確保について

児童や保護者の不安を解消し、保育の円滑な引継ぎを行うため、次のとおり職員配置を行うこと。厚生労働省が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、秋田県が定める「秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、市が定める「潟上市私立保育所設置認可等要綱」及び公定価格基本単価分の職員配置基準を満たすこと。

①施設長	社会福祉事業に従事した経験を 2 年以上有すること。 児童福祉事業に関する知識を有し、施設を適切に運営できること。 専任であること。
②主任保育士	保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）において、 10 年以上の保育経験を有する常勤職員であること。
③保育士（施設長、主任保育士除く）	保育所等において 5 年以上の保育経験を有する者を複数配置すること。保育士のうち半数以上は、保育所等において 3 年以上の保育経験を有することとし、バランスを十分に考慮して配置すること。
④看護師	看護師の配置に努めること。
⑤調理員	定員に応じた必要な調理員（調理委託業者も可）を配置すること。
⑥その他	民営化後の令和 9 年度において、市の保育士等の派遣について市から協議があった場合、その受入に応じること。 市は保育士の確保に当たって、民営化前に追分保育園に勤務していた会計年度任用職員（非常勤職員）の雇用等について支援を行う。また、市の正規職員及び他の公立認定こども園に勤務する会計年度任用職員のうち、本人が運営法人での雇用を希望する場合等を含めて、積極的な採用に努め、勤務条件・処遇等については配慮を求める。

※経験年数は、令和 9 年 4 月 1 日を基準日とする。

※職員配置人数については、令和 9 年 4 月 1 日時点における年齢別配置基準によること。（令和 7 年 6 月時点では、0 歳児 3 人につき 1 人以上、1 歳児 6 人につき 1 人以上、2 歳児 6 人につき 1 人以上、3 歳児 15 人につき 1 人以上、4・5 歳児 25 人につき 1 人以上。）

(7) 三者協議会について

運営法人は、円滑な引継ぎ及び保護者との信頼関係構築のため、運営法人、保護者、市で構成する三者協議会を設置し、民営化に伴う調整事項について合意形成を図ること。また、三者協議会で出された意見・要望等については、真摯に受け止め、柔軟な対応に努めるとともに、実現の可否に関わらず、誠意をもって対応すること。

三者協議会は、民営化後も必要に応じて継続的に開催し、設置期間については、三者で協議のうえ決定します。

(8) 地域交流等について

地域との交流を図り、良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。また、地域の子育て家庭への支援に取り組むよう努めること。

(9) 小中学校及び高校との連携・交流について

追分小学校、天王南中学校及び秋田県立秋田西高等学校との交流を積極的に行い、連携強化を図ること。

(10) 市内小規模園等、公的機関等との連携・交流について

市内の地域型保育施設や企業主導型保育施設との交流や園外保育活動等を積極的に行うこと。

その他、市子育て応援課等の公的機関との情報共有等に努め、連携強化を図ること。

(11) 給食について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 11 条に基づき、自園調理にて実施し、アレルギー食に対応すること。また、幼児に必要な 1 食あたりの栄養量を満たす給食を提供すること。

積極的に食育を推進することとし、地産地消や宗教食等の多様性に配慮した対応に努めること。

給食設備をはじめ、施設の衛生管理を徹底すること。

(12) 職員の資質向上について

職員の資質及び保育の質の向上のため、必要な研修を行うこと。また、自治体が行う研修等に積極的に参加すること。

(13) 保護者負担金について

保育料以外の保護者負担については、その軽減に留意するとともに、事前に保護者に十分な説明を行うこと。

(14) 保育用品について

保育所入所児童に対し、必要以上に保護者の負担を増大させないこと。

保護者会組織が同意した場合を除き、民営化後一定期間は指定の制服、靴、靴、教材等を導入しないこと。

(15) 要望・苦情への対応について

保護者とのコミュニケーションを図り、要望等について誠意をもって対応すること。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 14 条の 3 に基づき、苦情解決責任者、苦情受付責任者、第三者委員の設置等、苦情への対応のための必要な措置を講ずること。

(16) 保育業務の引継ぎについて

ア 引継ぎ及び合同保育を行うこと。引継ぎ及び合同保育の期間は、概ね民営化予定の 1 年前とするが、必要に応じて、民営化後も一定期間継続するものとする。詳細は三者協議会において決定する。

イ 引継ぎ及び合同保育においては、運営法人は民営化後の保育所に勤務予定の職員（施設長、保育士、調理員等）を派遣するものとし、市は当該派遣により減算となった運営法人の収入分を市の予算の範囲内で交付する。

ウ 必要に応じて、民営化の日以後においても、引継ぎ及び合同保育のため、民営化前の保育所に勤務していた市の保育士等の派遣を受け入れること。

エ 引継ぎ及び合同保育は、在園児及びその保護者の不安解消・軽減を図るために非常に重要なものであることから、誠意をもってこれにあたること。

オ 運営法人の申し出により、在園児及びその保護者の不安解消・軽減を図ること、保育士の雇用問題を解消すること、経験豊富な保育士の配置による保育の質の向上を図ること等を目的に、市の保育士等の長期派遣を要請することができる。

(17) その他

ア 運営法人は、保育中の事故に備えるために、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度に加入すること。

イ 保育所の運営状況や、運営法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること。

ウ 民営化の際の条件等が民営化後に遵守されているかを確認するために、必要に応じて市職員による巡回確認を受け入れること。

エ 民営化から 3 年経過後（2 回目以降は 5 年経過後）に第三者評価を実施し、結果を公表するとともに、その結果を基に保育サービスの維持・向上に努めること。

6 参加資格要件

次のすべての条件を満たす法人及びその代表者であること。

- ① 法令、条例・規則等を遵守し、自ら安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等であり、現に教育・保育等施設を管理運営していること。
- ② 児童福祉の理念、公共性、公益性を持ち、保育行政をよく理解し、市の児童福祉行政に積極的に協力できること。
- ③ 法人又は法人が運営する施設において、法令に基づく業務の停止、改善命令等の処分を受けていないこと。また、直近に実施された官公庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。
- ④ 理事長、理事、監事が社会福祉法第 72 条第 1 項から第 3 項に基づく社会福祉事業を経営することを制限する等の処分を受けた者でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加することができない者に該当していないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。
- ⑦ 直近の 3 会計年度において、いずれの年度も債務超過になっていないこと。
- ⑧ 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が不健全でないこと。
- ⑨ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続開始申立てをしていないこと。第三者によって申立てを受けていないこと。
- ⑩ 市、秋田県、施設を設置する市区町村及び都道府県において指名停止等の措置を受けていないこと。
- ⑪ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑫ 代表者又は役員が禁固刑以上の刑に処せられた者でないこと。

7 応募に関する手続き

提出及び問合せ先については 16 を参照すること。

(1) 関係書類等について

- 配布期間 令和 7 年 6 月 6 日（金）から
 令和 7 年 6 月 27 日（金）正午まで
- 入手方法 潟上市ホームページからダウンロード

(トップページ→組織案内→子育て応援課→施設運営支援班
→潟上市立追分保育園民営化事業者プロポーザルの実施について)



←ダウンロード先はこちら。

(2) 参加申込書類について

- 提出期間 令和7年6月6日(金) 午前8時30分から
令和7年6月27日(金) 正午まで
(期間中の土・日・祝日を除く)
- 提出方法 直接持参又は郵送(配達証明があるものに限る。期間内必着とする。)
- 提出先 福祉保健部子育て応援課施設運営支援班
- 提出書類 次に掲げる書類2部(原本1部、写し1部)を次に定める順番にA4版、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付して提出してください。A3版となる場合はZ折りにしてください。
 - ① 潟上市立追分保育園民営化事業者プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式1)
 - ② 法人が運営する認可保育所等一覧表(様式2)
 - ③ 法人役員等名簿(様式3)
 - ④ 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ⑤ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
 - ⑥ 法人の印鑑証明書
 - ⑦ 法人の直近3年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市町村民税の滞納がないことの証明書
 - ⑧ 法人の直近3年分の財務諸表の写し
 - ⑨ 預金残高証明書
 - ⑩ 直近2回分の法人に対する所管庁の監査結果通知書
 - ⑪ 現在運営する保育所等の概要
- 注意事項 資料の提出に当たっては、別紙「潟上市立追分保育園民営化事業者プロポーザル 様式集」を必ず確認すること。
資料のデータ版(PDF等)の提供を求める場合があるので応じること。

(3) 参加資格審査について

提出書類により参加資格審査を行う。結果については、全ての申請者に対して文書をもって通知する。なお、通知内容について不服がある場合は、文書到達後1週間以内に

文書にて申立てすること。

(4) 施設見学申込書について

- 受付期間 令和7年6月6日（金）午前8時30分から
令和7年7月18日（金）正午まで
- 受付方法 施設見学申込書（様式6）を使用して、福祉保健部子育て応援課施設運営支援班まで電子メール又はFAXで提出すること。なお、送信した旨を必ず電話連絡すること。
提出後、施設側と調整の上、連絡する。

(5) 質問票の受付及び回答について

- 受付期間 令和7年6月6日（金）午前8時30分から
令和7年7月28日（月）正午まで
- 受付方法 質問票（様式7）を使用して、福祉保健部子育て応援課施設運営支援班まで電子メール又はFAXで提出すること。なお、送信した旨を必ず電話連絡すること。
- 回答方法 市ホームページに順次掲載を行う。
なお、電話、口頭等による質問は受付しない。
質問受付期間終了後は受付しない。

(6) 事業計画書について

- 提出期間 令和7年7月14日（月）午前8時30分から
令和7年8月14日（木）正午まで
（期間中の土・日・祝日を除く）
- 提出方法 直接持参又は郵送（配達証明があるものに限る。期間内必着とする。）
- 提出先 福祉保健部子育て応援課施設運営支援班
- 提出書類 次に掲げる書類11部（原本1部、写し10部）を次に定める順番にA4版、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付して提出してください。A3版となる場合はZ折りにしてください。
事業計画書は、合計20ページ以内となるようにしてください。
 - ① 事業計画書（様式4）
 - ② 施設長予定者の履歴書（様式5）
 - ③ 資金収支予算書、資金収支予算内訳書
（保育事業の令和7年度から令和11年度分）
- 注意事項 資料のデータ版（PDF等）の提供を求める場合があるので応じること。

(7) 留意事項について

○応募における注意事項

- ① 提出された書類の内容を変更することはできない。(軽微な修正を除く。)
- ② 提出書類はどのような理由があったとしても返却しない。
- ③ 参加申込受付後、運営法人選定前に辞退する場合は、「辞退届（様式8）」を提出すること。
- ④ 運営法人選定後の辞退については、本市の行政運営に大きな支障を来すため、確実に運営できる見込みをもって応募すること。やむを得ない事情等により運営が困難となった場合は、速やかに申し出ること。なお、運営事業者名は選定後に公表するため、その後に辞退する場合は、辞退理由を公表し、必要に応じて潟上市立追分保育園民営化事業者プロポーザル審査委員会等での説明を求める。
- ⑤ 市が必要であると判断した場合は、提出内容について個別に問合せを行う場合がある。
- ⑥ 市が必要であると判断した場合は、追加書類の提出を求めることができる。

○無効となる参加申込書又は事業計画書等

参加申込書又は事業計画書等が以下に該当する場合は無効となることがある。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 本要領（参加資格要件等）に適合しないもの
- ③ 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ⑤ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑦ 事業計画書の記載内容において、参加申込者名等が容易に推測できるもの

8 審査・選定方法

公募型プロポーザル方式とし、潟上市立追分保育園民営化事業者プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、説明内容及び提出された書類を「潟上市立追分保育園民営化事業者プロポーザル審査基準」に基づき審査し、評価・採点を行う。審査委員会は、潟上市長より委嘱された7人で構成する。

9 プロポーザル審査

○実施日時 令和7年8月29日（金）

- 実施場所 詳細は対象となる事業者へ直接通知する。
- 実施時間 40 分程度（説明 20 分、質疑応答 20 分）
- 実施方法 応募受付順により事業計画書の説明及び質疑応答を行う。
口頭による説明を基本とするが、P C、プロジェクター、スクリーン等の利用がある場合は事前に申し出ること。
- 注意事項 欠席した場合は、審査及び選定から除外する。
提案者が 1 者の場合でも審査を行う。

10 評価、採点

○評価、採点

審査委員会において、事業計画書、説明内容（質疑応答を含む）を基に評価、採点を行い、最高得点を得た提案者を運営法人として選定する。

評価、採点における基準は、次の評価項目に基づくものとし、配点等の詳細は、審査委員会で定めるものとする。なお、最高得点が、評価点の総合計の 100 分の 60 に満たない場合、当該最高得点者を運営法人として選定するかは審査会において別途協議し、決定する。

○評価項目と配点

評価項目	主な評価の視点	配点
①基本的事項	経験・保育所運営・職員配置・苦情解決・第三者評価等	10
②経理状況	法人の財務状況・資金収支予算計画・法人の監査状況等	25
③運営理念	運営方針・保育目標・保育計画等	10
④人材育成等	職員採用計画・処遇改善・人材確保、育成・職員研修等	10
⑤特別保育	特別支援保育・その他特別な保育等	10
⑥保育内容	保育の質の確保・地域活動事業・給食・保護者との連携・保護者支援・地域や各種機関との連携・地域の子育て支援・危機管理・虐待防止・個人情報の保護等	20
⑦業務の引継ぎ	引継ぎ、合同保育・三者協議会等	10
⑧その他提案内容	全体的な内容・独自性・PR ポイント等	5

11 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は、失格となることがある。

- ① 本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ② 本プロポーザル時に審査委員会の許可なく追加資料等を提出した場合

- ③ その他審査委員会が不適格と認めた場合

12 選定結果と公表

市長は、審査委員会の審査結果を受けて、最高得点者を運営法人に選定し、参加申込者全員に対し、選定結果の通知を行う。ただし、最高得点者に事故等があり、譲渡が不可能となった場合は、次点者（審査委員会において選定基準を満たす評価を受けた者に限る。）を運営法人とする。

また、選定結果は、選定した運営法人の名称、所在地及び審査結果一覧表（提出者名は除く。）について、市ホームページへの掲示その他の方法により公表するものとする。

13 協定の締結

市長は、市議会において、潟上市立保育所条例の廃止、財産（建物等）の無償譲渡が議決された場合に、運営法人と民営化に係る協定を締結するものとする。

すなわち、追分保育園の運営移管及び譲渡にあたっては、潟上市立保育所条例の廃止等の議決が必要となり、民営化に関する予算の執行にあたっては、毎年度の予算の議決が必要となる。仮に、条例廃止等の議決が得られなかった場合は、運営法人の選定を取り消す、又は民営化手続きを一時停止すること、予算が議決されなかった場合は、補助金等の交付決定等を行わないことがある。

14 著作権及び提出図書等の取扱い

(1) 著作権

提出された書類の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。

(2) 提出図書等の取扱い

市は、提出された書類を無断で使用しないものとするが、本プロポーサルに関する公表、展示及びその他市が必要と認めるときに限り、提案書を無償で利用できるものとする。

なお、本件に係る情報公開請求があった場合には、潟上市情報公開条例（平成 25 年条例第 35 号）に基づき提出書類を公開することがある。

15 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要したすべての経費は、提案者の負担とする。

16 提出及び問合せ先

秋田県潟上市天王字棒沼台 226 番地 1 潟上市役所 1 階

潟上市 福祉保健部 子育て応援課 施設運営支援班

T E L : 018-853-5362 F A X : 018-853-5233

E-mail : kosodate-fos@city.katagami.lg.jp

※土、日、祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで